

喫煙禁止地区の指定について

1 現在の喫煙禁止地区での取組

- (1) 市内 6 か所の喫煙禁止地区（横浜駅周辺、みなとみらい 21、関内、鶴見駅周辺、東神奈川・仲木戸駅周辺、新横浜駅周辺）では、屋外での喫煙対策として分煙環境の充実に向け、喫煙所の再整備を順次進めています。
- (2) すでに、関内地区など 4 地区で再整備が終了しており、引き続き、新横浜駅周辺、東神奈川・仲木戸駅周辺地区で再整備に着手します。

【今後の整備予定】

地 区	実施年度	再整備内容
新横浜駅周辺	29年度	喫煙所の拡張と高いパーテーション設置等
東神奈川・仲木戸駅周辺	30年度	新たな場所へ移設し、再整備

2 新たな喫煙禁止地区の指定

- (1) 駅周辺での喫煙問題に対する市民要望は高まっておりますので、これまで都心部を中心に指定をしておりましたが、今後は「主要な生活拠点」へ広げていきます。
- (2) 今年度は特に要望が高く、まちづくりと連動して対応する戸塚駅周辺（東口・西口）地区、二俣川駅周辺（南口・北口）地区での指定に向け、手続きを進めます。

3 スケジュール

戸塚駅周辺地区		二俣川駅周辺地区	
平成29年 5月 常任委員会報告			
7月～8月	指定エリア・喫煙所の位置等 意見募集	11月～12月	指定エリア・喫煙所の位置等 意見募集
9月	喫煙所工事着手	1月	喫煙所工事着手
12月	告示	4月	告示

【参考 事業の概要】

横浜市では条例により、市内全域で歩行中の喫煙をしないよう努めていただくとともに、たばこの吸い殻をはじめ、ごみのポイ捨てを禁止しています。平成 19 年度からは、特に人通りの多い駅周辺等を喫煙禁止地区に指定するとともに、当該地区内において喫煙した方へは罰則（過料）を適用しています。これらの取組により、地区内での喫煙は減少しています。

【参考 条例条文】

○横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（抜粋）

第 3 章の 2 喫煙禁止地区等

（喫煙禁止地区の指定）

第 11 条の 2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

（喫煙の禁止）

第 11 条の 3 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。

第 6 章 罰則

第 26 条～第 29 条（省略）

（過料）

第 30 条 第 11 条の 3 の規定に違反した者は、2,000 円以下の過料に処する。